

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かどや製油株式会社

代表取締役社長 小 澤 二 郎

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により被災された株主の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第54期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kadoya.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、緩やかな回復基調で推移していましたが、3月11日の大地震により東北、関東地方を中心に多大な被害が発生し、今後は厳しい状況となることが予想されます。

食品業界におきましても、依然デフレ懸念がぬぐい切れず、需要の顕著な回復は見られない中、今後は大地震による有形無形の被害が予測される等、厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社はドルベース原料価格の変動に対し、漸次販売価格の是正を行っており、原料価格の高騰から大幅な製品価格値上げとなったことで前年は大きく数量を落としていたこと、一方「食べるラー油」ブームにより業務用のごま油が好調に推移したこと等から前期に比べ、ごま油の販売数量は8.1%増となりましたが、製品価格値下げや食品ごまの落ち込みをカバーすることは出来ず、売上高は全体で前期比2.2%減となりました。

コスト面では、原料在庫の保管料が減少する等減少要因はあったものの、前期末にごま油充填設備を更新したことによる減価償却負担の増加や燃料の高騰等から製造経費は前期比0.7%増となりましたが、円高が進んだことと一昨年高騰した原料購入価格の在庫への影響が小さくなったことにより、原材料払出単価が前期を下回り、売上原価は前期比6.3%減となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、販売数量を確保するため販促費が増加したこと等により販売経費は前期比6.7%増となったものの、引続き厳正なコスト管理を行った結果、全体では前期比5.4%増となりました。

この結果、売上高は、21,835百万円（前期比492百万円減）、経常利益は2,731百万円（前期比7百万円増）、当期純利益は1,521百万円（前期比17百万円減）となりました。

最後になりましたが、当社は東北地方に仙台支店を有しておりますが、製品在庫の一部に被害が出たものの、幸いなことに人的な被害はなく、早い段階で業務を再開することができました。

皆様にはあたたかいご支援、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

・生産の状況

(単位：トン)

区 分	前 期	当 期	対 前 期 比
ごま油生産量	22,796	24,001	105.2%
食品ごま生産量	9,214	9,078	98.5%
脱脂ごま生産量	18,002	19,291	107.1%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

区 分	前 期	当 期	対前期比
ごま油(百万円)	17,963	17,936	99.8%
内 訳			
(ごま油(百万円))	(17,426)	(17,396)	(99.8%)
(脱脂ごま(百万円))	(537)	(539)	(100.3%)
食品ごま(百万円)	4,322	3,894	90.1%
そ の 他(百万円)	42	4	11.6%
合 計(百万円)	22,328	21,835	97.7%

②設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は405百万円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ ごま油事業 小豆島工場 生産設備の更新

ロ. 当期継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失

該当事項はありません。

③資金調達の現況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と契約総額3,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	3,000百万円
借入実行残高	一百万円
借入未実行残高	3,000百万円

(2) 直前3期の財産及び損益の状況

セグメントの名称	第51期	第52期	第53期	第54期
	(平成20年3月期)	(平成21年3月期)	(平成22年3月期)	(当期) (平成23年3月期)
売上高（百万円）	19,247	22,223	22,328	21,835
当期純利益（百万円）	676	1,013	1,539	1,521
一株当たり当期純利益(円)	72.00	107.82	163.77	161.91
総資産（百万円）	20,214	19,372	21,490	22,679
純資産（百万円）	14,713	15,391	16,483	17,333
一株当たり純資産額(円)	1,565.24	1,637.40	1,753.57	1,844.06

(3) 対処すべき課題

当社は、ごまのトップメーカーとしての地歩を築いておりますが、食品業界の経営環境は厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退、安全性確保や環境保護等の課題に対して以下の通り取り組んでまいります。

- ① コスト削減と、コストに見合った価格の実現
- ② 国内市場では量から質への転換、海外市場での需要の拡大
- ③ 今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進
- ④ 品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求、研究開発の推進
- ⑤ コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるC S R（企業の社会的責任）の向上

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

(4) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

(5) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

本社 東京都品川区西五反田8丁目2番8号
支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区)、大阪(吹田市)
工場 香川県(小豆郡)

(6) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269名	2名減	39.2歳	14.3年

(注) 上記には臨時雇、アルバイト、出向者及び非常勤嘱託を含みません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

①発行可能株式総数 16,000,000株

②発行済株式の総数 9,400,000株

③株主数 4,897名

④大株主（上位13名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,575,800	27.40
三 井 物 産 株 式 会 社	2,100,000	22.34
小 澤 物 産 株 式 会 社	1,551,000	16.50
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	300,000	3.19
国 分 株 式 会 社	300,000	3.19
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.19
株式会社 J - オイルミルズ	100,000	1.06
日 本 山 村 硝 子 株 式 会 社	100,000	1.06
か ど や 製 油 従 業 員 持 株 会	84,900	0.90
エ バ ラ 食 品 工 業 株 式 会 社	50,000	0.53
キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社	50,000	0.53
小 澤 美 紀	50,000	0.53
小 澤 和 彦	50,000	0.53

(注) 持株比率は自己株式（124株）を控除して計算しております。

(2)会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	小澤 二郎	
取締役	水戸 優	専務執行役員・経営企画部長
取締役	土屋 誠	常務執行役員・原料部長
取締役	井藤 龍平	常務執行役員・工場長・食品部長
取締役	佐野 雅明	執行役員・販売推進部長
取締役	吉岡 努	執行役員・副工場長・事務部長
取締役	戸倉 章博	執行役員・管理部長
取締役	織間 弘明	執行役員・販売業務部長
取締役	逸見 信彦	小澤物産株式会社 取締役相談役
常勤監査役	山中 務	
監査役	川上三知男	弁護士
監査役	伊藤 良一	小澤物産株式会社 取締役
監査役	京谷 裕	三菱商事株式会社 農水産本部穀物ユニットマネージャー

- (注) 1. 取締役逸見信彦氏は社外取締役であります。
2. 監査役川上三知男氏、伊藤良一氏、京谷裕氏は、社外監査役であります。なお、当社は川上三知男氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役瀬野俊一氏、取締役白根孝臣氏、監査役小林俊一郎氏は辞任により退任いたしました。
5. 平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会において、戸倉章博氏、織間弘明氏は取締役役に、京谷裕氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成22年9月30日付で監査役篠原光則氏は辞任により退任いたしました。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1)	267百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (5)	33百万円 (13百万円)
合計 (うち社外役員)	17名 (6)	300百万円 (19百万円)

- (注) 1. 上記には、平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会をもって退任した取締役2名、監査役1名(うち社外監査役1名)および平成22年9月30日付で退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。
上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役2名、監査役1名(うち社外監査役1名)および平成22年9月30日付で辞任により退任した監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれているためであります。
5. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額72百万円(取締役7名に対し69百万円、監査役1名に対し2百万円)。
6. 当社は、平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し29百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係

区 分 氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役 逸見 信彦	小澤物産株式会社	取締役相談役	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
監査役 川上三知男	東京芝法律事務所	弁護士	—
監査役 伊藤良一	小澤物産株式会社	取締役	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
監査役 京谷 裕	三菱商事株式会社	農水産本部 穀物ユニット マネージャー	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原料仕入、製品の販売等の取引関係があります。

ロ. 当期における主な活動状況

	活動状況
取締役 逸見 信彦	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 川上三知男	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 伊藤 良一	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 篠原 光則	当期に開催された取締役会6回すべてに出席し、監査役会6回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 京谷 裕	当期に開催された取締役会10回のうち8回出席し、監査役会10回のうち8回出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 監査役篠原光則氏は、平成22年9月30日付辞任により退任したため開催回数が他の監査役と異なります。尚、退任前の取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は6回であります。
2. 監査役京谷裕氏は、平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。尚、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ハ. 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3)会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

イ. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条 第1項の業務に係る報酬等の額	26百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に 係る報酬等の額	1百万円
合 計	27百万円

(注) 1. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係るアドバイザー業務を委託し対価を支払っております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

(4) 業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
- c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または顧問弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- d 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
 - b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
 - c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。
- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
 - b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,909	流動負債	4,575
現金及び預金	6,474	買掛金	2,424
受取手形	5	未払金	1,216
売掛金	4,443	未払費用	28
商品及び製品	905	預り金	32
原材料	2,962	未払法人税等	596
仕掛品	667	未払消費税等	25
貯蔵品	58	賞与引当金	179
前払費用	109	役員賞与引当金	72
未収入金	31	固定負債	769
繰延税金資産	219	退職給付引当金	652
その他流動資産	32	資産除去債務	69
固定資産	6,769	長期未払金	47
有形固定資産	5,260	負債合計	5,345
建物	1,607	(純資産の部)	
構築物	301	株主資本	17,325
機械装置	1,704	資本金	2,160
車両運搬具	18	資本剰余金	3,082
工具器具備品	87	資本準備金	3,082
土地	1,540	利益剰余金	12,082
無形固定資産	18	利益準備金	250
電話加入権	6	その他利益剰余金	11,832
水道施設利用権	3	別途積立金	8,640
ソフトウェア	8	繰越利益剰余金	3,192
投資その他の資産	1,490	自己株式	△0
投資有価証券	939	評価・換算差額等	8
長期貸付金	40	その他有価証券評価差額金	△8
長期前払費用	3	繰延ヘッジ損益	16
差入保証金	58	純資産合計	17,333
会員権	64	負債純資産合計	22,679
繰延税金資産	295		
破産更生債権等	24		
その他投資等	140		
貸倒引当金	△76		
資産合計	22,679		

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は22頁に記載しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	21,835
売 上 原 価	12,606
売 上 総 利 益	9,229
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,502
営 業 利 益	2,726
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46
受 取 補 償 金	6
雑 収 入	5
営 業 外 費 用	
支 払 手 数 料	6
為 替 差 損	44
雑 損 失	2
経 常 利 益	54
特 別 利 益	2,731
特 別 利 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0
保 険 差 益	1
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	27
固 定 資 産 売 却 損	1
固 定 資 産 圧 縮 損	2
会 員 権 評 価 損	11
災 害 に よ る 損 失	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	31
税 引 前 当 期 純 利 益	78
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,161
法 人 税 等 調 整 額	△29
当 期 純 利 益	1,132
	1,521

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 損益計算書に関する注記は22頁に記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高		2,160
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		2,160
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		3,082
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		3,082
資本剰余金合計		
前期末残高		3,082
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		3,082
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		250
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		250
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		8,340
当期変動額		
別途積立金の積立		300
当期変動額合計		300
当期末残高		8,640
繰越利益剰余金		
前期末残高		2,581
当期変動額		
別途積立金の積立		△300
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,521
当期変動額合計		610
当期末残高		3,192
利益剰余金合計		
前期末残高		11,171
当期変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,521
当期変動額合計		910
当期末残高		12,082

(単位：百万円)

自己株式	
前期末残高	△0
当期変動額	
自己株式の取得	—
当期変動額合計	—
当期末残高	△0
株主資本合計	
前期末残高	16,414
当期変動額	
剰余金の配当	△610
当期純利益	1,521
自己株式の取得	—
当期変動額合計	910
当期末残高	17,325
評価・換算差額等	
その他の有価証券評価差額金	
前期末残高	41
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△50
当期変動額合計	△50
当期末残高	△8
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	27
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10
当期変動額合計	△10
当期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	69
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△60
当期変動額合計	△60
当期末残高	8
純資産合計	
前期末残高	16,483
当期変動額	
剰余金の配当	△610
当期純利益	1,521
自己株式の取得	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△60
当期変動額合計	850
当期末残高	17,333

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 株主資本等変動計算書に関する注記は22頁及び23頁に記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品・原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- ・製品・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- ・貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した(リース資産を除く)建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～60年

機械及び装置 7～10年

②無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物電信為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

- | | |
|--------------|---|
| ①ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 … 為替予約取引
ヘッジ対象 … 外貨建の買掛金 |
| ③ヘッジ方針 | 社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。 |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は2百万円、税引前当期純利益は34百万円減少しております。

(9) 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前期における「受取補償金」の金額は2百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,524百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	2,799百万円
②短期金銭債務	1,277百万円
(3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務	47百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	12,770百万円
②仕入高	7,098百万円
③営業取引以外の取引による取引高	358百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,400千株	—	—	9,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	—	—	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

- ・平成22年6月24日開催の第53回定時株主総会による配当に関する事項

・ 配当金の総額	610百万円
・ 1株当たり配当額	65円
・ 基準日	平成22年3月31日
・ 効力発生日	平成22年6月25日

②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

- ・平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	610百万円
・ 1株当たり配当額	65円
・ 基準日	平成23年3月31日
・ 効力発生日	平成23年6月24日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成23年3月31日現在
(流動の部)	
繰延税金資産	
未払金	89百万円
賞与引当金	73百万円
未払事業税	46百万円
未払費用	10百万円
繰延資産	0百万円
繰延税金資産合計	<u>219百万円</u>
(固定の部)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	265百万円
資産除去債務	28百万円
長期未払金	19百万円
貸倒引当金	23百万円
投資有価証券	115百万円
会員権	7百万円
減価償却否認額	0百万円
繰延資産	1百万円
その他有価証券評価差額金	5百万円
繰延税金資産合計	<u>469百万円</u>
繰延税金負債	
有形固定資産	△14百万円
株式売却益	△8百万円
繰延ヘッジ損益	△11百万円
繰延税金負債合計	<u>△34百万円</u>
評価性引当額	△138百万円
繰延税金資産の純額	<u><u>295百万円</u></u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差額原因

	<u>平成23年3月31日現在</u>
法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等の一時差異に該当しない項目	1.85%
住民税均等割額	0.65%
その他	△0.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.67%</u>

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に営業活動による現金収入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、与信管理部署である販売業務部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,474	6,474	—
(2) 受取手形	5	5	—
(3) 売掛金	4,443	4,443	—
(4) 投資有価証券	685	685	—
資産計	11,609	11,609	—
(1) 買掛金	2,424	2,424	—
(2) 未払金	1,216	1,216	—
(3) 未払法人税等	596	596	—
(4) 未払消費税等	25	25	—
負債計	4,262	4,262	—
デリバティブ取引 (*1)	28	28	—

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約等の予定取引における当期末時点の評価差額によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	253

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,473	—	—	—
受取手形	5	—	—	—
売掛金	4,443	—	—	—
合計	10,922	—	—	—

(注) 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員の兼任等	事業上の関係					
その他の関係会社 (当該その他の関係会社の親会社を含む)	三菱商事㈱	百万円 203,598	総合商社	(被所有) 直接27.4%	—	原材料の主要仕入先(29.9%)であり製品の主要販売代理店(15.0%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1)	百万円 3,265	売掛金	百万円 737
								原料の仕入 (注1)	百万円 3,286	買掛金	百万円 686
	三井物産㈱	百万円 341,481	総合商社	(被所有) 直接22.3%	—	原材料の主要仕入先(34.7%)であり製品の主要販売代理店(43.5%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1)	百万円 9,501	売掛金	百万円 2,059
								原料の仕入 (注1)	百万円 3,812	買掛金	百万円 556
							営業取引 以外の取引	販売促進他	百万円 1	未払金	百万円 0
	小澤物産㈱	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	(被所有) 直接16.5%	役員2名	製品の保管荷役及び運送委託	営業取引	製品の販売 (注1)	百万円 3	売掛金	百万円 0
							営業取引 以外の取引	支払運賃他 (注1)	百万円 357	未払金	百万円 34

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 製品の販売及び原材料の購入についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,844円06銭
② 1株当たり当期純利益	161円91銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

・退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理に該当する制度であります。

また、当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成20年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

	平成23年3月31日現在
退職給付債務	△652百万円
退職給付引当金	<u>△652百万円</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

	平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで
勤務費用	69百万円
総合型厚生年金基金への拠出額	89百万円
従業員拠出金	△28百万円
小 計	60百万円
退職給付費用	130百万円
その他	9百万円
合 計	140百万円

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。

「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(4) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

①積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)

年金資産の額	55,537百万円
年金財政計算上の給付債務の額	70,041百万円
差引額	△14,504百万円

②制度全体に占める当社の拠出金割合 (平成22年3月31日現在)

1.9%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,549百万円、繰越不足金17,781百万円及び当年度剰余金14,826百万円であります。

・資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

小豆島工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務ならびに石綿障害予防規則及び建設リサイクル法に伴う撤去費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて9年から60年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した利付国債の流通利回り0.95%から1.98%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	68百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	69百万円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

かどや製油株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野雄一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。

なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 山 中 務 ㊟

監 査 役 川 上 三知男 ㊟

監 査 役 伊 藤 良 一 ㊟

監 査 役 京 谷 裕 ㊟

(注) 監査役川上三知男、監査役伊藤良一及び監査役京谷裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当65円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金65円 総額610,991,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	お ぎわ じ ろう 小 澤 二 郎 (昭和12年9月1日生)	昭和38年4月 三菱電機株式会社入社 昭和42年12月 同社退社 昭和43年1月 株式会社小澤商店(現小澤物産株式会社)入社 昭和51年12月 同社専務取締役 昭和55年6月 当社取締役 平成元年7月 小澤物産株式会社取締役副社長 平成4年7月 同社代表取締役社長 平成11年6月 同社代表取締役会長 平成15年6月 同社取締役会長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年9月 小澤物産株式会社取締役会長退任 平成22年1月 当社代表取締役社長兼販売本部長 平成22年6月 当社代表取締役社長(現任)	43,300株
2	み と ゆたか 水 戸 優 (昭和23年9月17日生)	昭和47年4月 三菱石油株式会社(現JX日鉱日石エネルギー株式会社)入社 平成10年6月 同社財務部長 平成11年4月 日石三菱株式会社(現JX日鉱日石エネルギー株式会社)財務部副部長 平成11年11月 富士興産株式会社出向 経理部長 平成14年4月 当社出向 管理部長 平成14年6月 当社取締役管理部長 平成15年6月 当社取締役常務執行役員管理部長 平成15年9月 新日本石油株式会社(現JX日鉱日石エネルギー株式会社)退社 平成18年6月 当社取締役専務執行役員管理部長 平成21年11月 当社取締役専務執行役員 平成22年10月 当社取締役専務執行役員経営企画部長(現任)	14,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	井 藤 龍 平 (昭和27年3月29日生)	昭和50年3月 当社入社 平成7年5月 当社研究開発部次長兼研究室長 平成8年6月 当社工場長代理兼研究開発部長兼研究室長 平成9年4月 当社工場長兼研究開発部長兼研究室長 平成11年6月 当社取締役工場長兼研究開発部長 平成15年6月 当社取締役執行役員工場長兼研究開発部長 平成19年4月 当社取締役執行役員工場長 兼研究開発部長兼食品部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員工場長 兼研究開発部長兼食品部長 平成22年1月 当社取締役常務執行役員工場長 兼食品部長(現任)	1,900株
4	佐 野 雅 明 (昭和30年5月15日生)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 平成9年2月 同社クアランプール支店食料部長 平成14年3月 同社本店穀物油脂部油脂室長 平成18年6月 当社出向 社長付 平成18年6月 当社取締役執行役員販売副本部長 兼販売業務部長 平成21年6月 当社取締役執行役員販売副本部長 兼販売推進部長 平成21年7月 三井物産株式会社退社 平成22年6月 当社取締役執行役員販売推進部長(現任)	5,400株
5	吉 岡 努 (昭和30年9月10日生)	昭和54年3月 小澤物産株式会社入社 平成3年5月 同社退社 平成3年6月 当社入社 平成13年7月 当社工場事務管理部長 平成15年6月 当社執行役員工場事務部長 平成17年4月 当社執行役員工場事務部長兼油脂部長 平成18年10月 当社執行役員工場事務部長 平成20年6月 当社取締役執行役員副工場長 兼事務部長(現任)	3,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	と くら あき ひろ 戸 倉 章 博 (昭 和 31 年 3 月 13 日 生)	昭 和 55 年 4 月 株式会社第一勧業銀行 (現 株式会 社みずほ銀行) 入 社 平 成 20 年 4 月 株式会社みずほ銀行横浜支店長 平 成 21 年 11 月 当社出向 管理部長 平 成 22 年 4 月 当社執行役員管理部長 平 成 22 年 6 月 当社取締役執行役員管理部長 (現任) 株式会社みずほ銀行退社	400株
7	おり ま ひろ あき 織 間 弘 明 (昭 和 32 年 10 月 10 日 生)	昭 和 57 年 4 月 三菱商事株式会社入 社 平 成 16 年 9 月 同社九州支社 生活産業部 食品チーム マネジャー 平 成 21 年 4 月 同社九州支社生活産業部部长代行食品チーム リーダー兼資材チームリーダー 平 成 22 年 6 月 当社出向 社長付 平 成 22 年 6 月 当社取締役執行役員販売業務部長 (現任)	一株
8	へん み のぶ ひこ 逸 見 信 彦 (昭 和 18 年 11 月 5 日 生)	昭 和 42 年 4 月 株式会社小澤商店 (現 小澤物産株式会社) 入 社 平 成 4 年 7 月 同社取締役 平 成 9 年 6 月 同社常務取締役 平 成 17 年 10 月 同社代表取締役社長 平 成 18 年 6 月 当社取締役 (現任) 平 成 22 年 6 月 小澤物産株式会社取締役相談役 (現任) (重 要 な 兼 職 の 状 況) 小澤物産株式会社取締役相談役	一株

(注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係について

当社と、逸見信彦氏が取締役を務める小澤物産株式会社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引等があります。

(その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。)

2. 逸見信彦氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

逸見信彦氏は、経営者としての経験を持つことから、幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
逸見信彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって
5年であります。

4. 逸見信彦氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、
同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結してお
り、再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する
予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第
425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第3号議案 監査役2名選任の件

平成22年9月30日をもって監査役篠原光則氏が監査役を辞任され、本総
会終結の時をもって監査役伊藤良一氏が監査役を辞任されますので、その
補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役の任期は、当社現行定款第31条第2項の定め
に従い、任期満了前に退任した監査役の任期の満了すべき時までといたしま
す。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	ふるや としひろ 古谷 俊弘 (昭和36年1月23日生)	昭和59年4月 三井物産株式会社入社 平成元年10月 株式会社一冷出向 平成5年4月 三井物産株式会社畜産飼料部畜産グループ 平成9年7月 米国三井物産株式会社食料部 平成11年7月 三井物産株式会社 食料本部 飼料畜産部飼料原料グループ 平成15年5月 台湾三井物産株式会社食料部 部長 平成19年8月 株式会社一冷出向 代表取締役社長 平成20年4月 プライフーズ株式会社出向 専務取締役 一冷カンパニー長 平成21年4月 同社専務取締役 第一プロイラーカンパニー長 平成23年4月 三井物産株式会社 食料・リテール本部 食料・リ テール業務部 連結リスク管理室 業務プロセス管 理チーム チームリーダー(現職)	一株

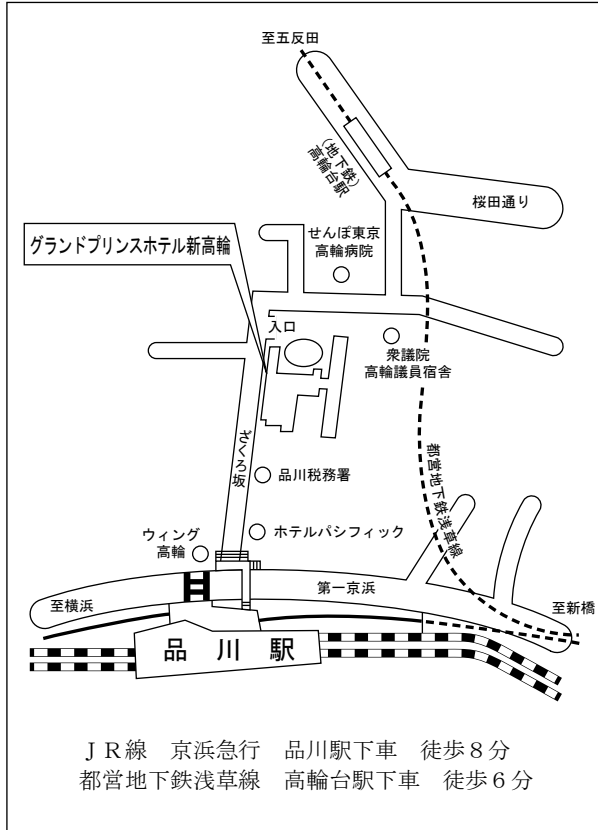
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	かね た たかし 兼 田 隆 (昭和23年12月7日生)	昭和42年4月 菱油販売株式会社入社 平成11年4月 同社 管理部統括部長 平成15年6月 同社 取締役 平成15年7月 小澤物産株式会社入社 経理財務部副部長 平成18年4月 同社理事 管理部長 (現職)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について
候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 古谷俊弘氏及び兼田隆氏は、社外監査役候補者であり、新任の監査役候補者であります。
 - (2) 社外監査役候補者の選任理由について
 - ・古谷俊弘氏は、同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、当社監査体制の強化のため、選任をお願いするものであります。
 - ・兼田隆氏は、同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、当社監査体制の強化のため、選任をお願いするものであります。
 - (3) 古谷俊弘氏及び兼田隆氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

(東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間)



この招集通知は、再生紙及び環境に優しい大豆油インキを使用しております。